

令和6年度第1回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和6年5月22日(水) 10時開会 11時32分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉未来中心」

3 出席者

(1) 常設審議委員 18名／22名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	それでは、定刻でございます。ただ今より令和6年度第1回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告を申し上げます。 本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、22名中、18名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告申し上げます。 ここで、本年度から常設審議委員になられました4名の委員の皆様を御紹介を申し上げます。 お名前を申し上げますので、その場で一言ご挨拶を頂戴いただければと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、名簿の順番に申し上げます。最初に4番八頭町安部会長様、次に10番南部町恩田会長様、次に12番大山町江原会長様、13番日南町梅林会長様（委員がそれぞれ、名前を呼ばれた後、挨拶をした。）皆様、どうもありがとうございました。 なお、北栄町につきましては、去る5月1日に農業委員の改選が行われ、会長が交代されておりますが、手続きが終了していないことから、来月からの常設審議委員会から審議に加わっていただく予定としております。ご了解いただければと存じます。 それでは審議委員会冒頭、山協会長から挨拶を頂戴します。お願いします。
2 開会挨拶 山協会長	(省略)
事務局	山協会長、ありがとうございました。 それでは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づいて、山協会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。

3 議事録署名人の選任 議 長 議 長	それでは、議事に入らせていただきます。議事録署名人でございますが、慣例によりまして私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、濱田委員(鳥取市農業委員会会長)、足立委員(境港市農業委員会会長)の2名の方に議事録署名委員として指名させていただきます。
4 常設の趣旨等説明 議 長	報告事項に入る前に、先ほど御紹介させていただいたとおり、新たに常設審議委員になられた方もありますので、委員会の審議の趣旨等について、事務局から説明させます。 別紙「常設審議委員会の審議について」により説明 今説明がありました。委員の皆様には、今後ともいろいろの件につきましてご審議を賜りますようお願いいたします。
5 報告事項 議 長 経営支援課 議 長	それでは、5 番の報告事項に移ります。日程に従いまして、先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。 (資料 1 により説明) ただいま報告がありましたが、皆さん方からご質問等ありましたら。 (質問・意見なし)
6 議 事 議 長 事務局	ないようですので、先に進めます。それでは、早速議事に入ります。 今月の農地法の規定に基づく県全体の総会附議状況について説明をお願いいたします。事務局。 それでは、令和 6 年 5 月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料 2 に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は 4 条案件はございません。

第5条案件で、1件、大山町農業委員会から意見聴取案件がございます。

なお、現地調査を実施していただいておりますので、大山町農業委員会の方から説明をいただいたあと、現地調査の報告を併せてお願いしたいと思います。

それでは、大山町農業委員会さんよろしく願いいたします。

初めましてこんにちは。私は、4月から大山町農業委員会の事務局長を拝命しました[]と申します。どうかよろしくお願い申し上げます。本日は5条案件ということで、大山町の方から1件説明させていただきたいと思います。資料は2-1ということで、こちらの方をご覧いただけたらと思います。では、説明につきましては、担当の[]の方から説明を行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

資料1ページ 議案番号 5条-1 について説明いたします。

私は、大山町農業委員会事務局で農地転用を担当しております[]と申します。よろしくお願い申し上げます。

申請地の詳細につきましては、2ページの「30aを超える事案説明資料」を基にしまして、順に説明いたします。

初めに、1土地の所在地等ですが、[]

[]になります。

4ページの位置図、及び5ページの間接図をご覧ください。申請地は、山陰道の大山IC出入口付近の県道大山口停車場大山線及び町道に挟まれた場所にあります。大山ICから北西に約500mにある役場大山支所までのエリアは近年宅地化が進んでいるエリアでありまして、申請地に隣接してコンビニエンスストアが2店舗立地しています。

2ページに戻りまして、「2.現在の営農状況」ですけれども、2筆とも昨年まで所有者により水稻が作付けされていましたが、現在は保全管理が行われています。所有者は基本構想水準到達者の兼業農家で、水稻と施設園芸をされています。施設園芸のほうへ割合をシフト中ですので、この度の転用により水稻の面積が減少しても経営の方に大きな支障はありません。

3の転用事業者ですが、[]になります。この会社は、実際に事業を行う予定の[]が、平成27年11月に関連会社として[]設立したもので、住所は[]となっていますが、令和5年12月に[]を米子事務所とし、現在地に本社住所を移されています。この度の転用については、[]が資産管理会社として農地を取得し、建物を建築のうえ[]へ、土地・建物全体を貸し出すという計画になっています。

4の転用目的ですが、[]を計画したものです。[]は、国土交通省倉吉河川国道事務所との「災害応急対策活動等（土木工事）に関する基本協定」により、毎年雪害対応として山陰道や国道9号、また、関連施設の除雪を実施しています。また、県土整備局、西部広域行政管理組合、西部市町村の委託を受けまして、総延長250km以上の国道県道市町村道の主要道路の除雪作業及び凍結防止剤散布を受注しています。申請地は除雪作業の幹線となる山陰道大山ICに隣接しており、担当する除雪エリアを統括する指令基地として、除雪に関す

るあらゆる業務を行うことを目的とした施設を整備するものです。なお、除雪期以外は、土木建築工事を受注した複数の工事の現場事務所として利用する計画となっています。

続きまして、5の立地基準について、(1) 農地区分ですが、5ページの間接図をご覧ください。山陰道大山ICから300m以内の区域内にある農地で、第3種農地に該当します。(2) 許可根拠についてですが、第3種農地なので原則許可です。(3) 営農条件ですが、圃場整備された一団の農地の端に位置しており、北側と西側は県道・町道を隔ててコンビニエンスストアが立地、東側は山陰道の高架下、南側の農地は主に稲作が行われている地域になります。大山ICから役場大山支所までのエリアは近年宅地化が進んでいるエリアです。(4) 代替地等については、第3種農地ですので該当ありません。

6の一般基準について、(1) 他法令の許認可についてです。農振農用地の方は除外は確認済み。開発行為については、大山町環境保全条例に基づき、関係部署と事前協議済みです。盛土規制法関係は、1m以上の盛土が無いため不要です。また、文化財保護法については大山町観光課とも協議済みであり、埋蔵文化財包蔵地ではないことを確認済みです。(2) 規模の妥当性ですが、6ページの土地利用計画図をご覧ください。外側の赤い線が今回の転用を行う範囲です。同じ赤色ですが、車庫棟・倉庫棟、事務所棟の上下に新設する側溝や柵を記載しています。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、後程、用排水系統図で説明をさせていただきます。申請地

を設置します。

右側の方に黒い△がありますが、こちらが出入り口になります。また、黄緑色で表示していますが、従業員用の駐車スペース12台と、水色の破線と直線で表示されていますが、大型車両の出入り及び転回するためのスペースになります。事務所棟は3階建てであり、会議室、仮眠室、休憩室、待機室を労働環境改善のために設ける予定です。車庫・倉庫棟は、11ページ、12ページをご覧ください。車庫・倉庫棟には、除雪トラック2台、グレーダー2台、ロータリー2台の合計6台を格納します。これらの利用計画から、規模としては適切な転用規模であると判断しています。続きまして、(3) 被害防除計画等ですが、7ページの造成計画断面図をご覧ください。資料の中ほどの「盛土」の部分ですが、最高50cmの盛土造成を行います。一番下の「測点」にNO.0～NO.6とありますが、これは6ページの土地利用計画図のほうに記載されているNO.0～NO.6に対応しています。また同様に、NO.0～NO.6までの線に対応する横断面図を8ページから9ページに載せていますのでご覧ください。いずれも、赤い線は舗装ライン、水色の線が路盤ライン、緑色の線が路床ライン、黒色の線が現況のラインになっています。雨水処理については、10ページの用排水系統図をご覧ください。凡例にありますように、赤い矢印が既存の用水路、青い矢印が既存の排水路、黒い矢印が敷地内雨水経路を示しています。車庫・倉庫棟の正面、事務所棟の正面、敷地への出入口に自由勾配側溝を新設し、敷地内の雨水については、図面内に例えば「2.0%」など勾配と矢印が赤字で記載されていますが、全て自由勾配側溝へ流れます。自由勾配側溝へ流れ込んだ雨水は、図面上で黒の矢印で示していますが、塩ビ

管・集水ます・浸透ますを経由し、最終的に左側、水色矢印の農業排水路へ流れます。例えば、倉庫棟でしたら、2.0 %の勾配で矢印の方向で自由勾配側溝に流れます。流れ込んだ雨水は、黒矢印のとおり事務所棟の手前で折れて、上側の方へ下り、町道手前で左に折れまして、1 号浸透枡から十字路にある既設の農業排水路に流れます。事務所棟前の自由勾配側溝に流れ込んだ雨水は、黒矢印のとおり右側に向かって流れ、4 号浸透枡から県道側の既設の農業排水路に流れます。建物屋根の雨水処理については、11 ページをご覧ください。雨水管が青色の線を表示されていまして、先ほど路面雨水で説明いたしました自由勾配側溝、塩ビ管・集水ます、浸透ますを経由し、農業排水路へ流れます。凡例のとおり、赤色の線が既存の水道本管、緑色の線が既存の下水道本管になります。水道は、車庫棟後ろの水色の線で水道本管から引き込みます。メーター器の表示が資料の方に記載がありませんが、水色の線の下にメーター器を設置する予定です。汚水については、12 ページの用排水系統図をご覧ください。緑色の線に沿って、県道下の農業集落排水へ接続されます。汚水は事務所棟の後ろの緑色の線に沿いまして、県道下の農業集落排水へ接続されます。敷地引き込みについては、図面の左上に付けていますのでご覧ください。浸透ますの構造図については、13 ページと 14 ページに載せております。雨水処理の出口となる 1 号浸透ます及び 4 号浸透枡については、場内のゴミが流出しないようスクリーンを設置する構造です。また、雨水を全て排水路へ流さないよう、雨水の一部を地下浸透させ、浸透しきれなかった量を排水路へ流す計画となっています。これは、水路を管理する自治会及び水利組合との協議のうえでの対応となっています。雨水の流量計算は浸透枡の浸透については含めずに計算しているものであり、昨今のゲリラ豪雨等を考慮した予防的観点の意味合いも含めた計画となっています。なお、流量計算は開発許可制度の手引き（県住まいまちづくり課）により、計画基準降雨は 5 年確率を採用し、降雨強度は 44.2mm/hr として流量計算しており、充足していることを確認済みです。15 ページには、自由勾配側溝、集水枡、L 型土留ブロックの構造図を載せていますのでご確認ください。L 型土留めブロックの方は、※にありますように、L 型土留ブロックの目地部分については漏水防止対策として遮水シートを設置されます。これは、開発協議の際に担当課との協議を反映された計画になっています。（４）資金調達についてです。事業費内訳は資料に記載していますが、事業計画に見あった資金力があることを鳥取銀行の残高証明書により確認しております。（５）農地復元の担保は該当ありません。

7 の農業公共投資ですが、当該地域については、昭和 47 年度から平成元年度において、県営圃場整備事業が行われております。また、転用に当たっての [] の同意および隣接耕作者同意を確認しております。

8 土地改良区以外のその他関係権利者は該当ありません。

9 農業委員会の意見及び審議の概要ですが、5 月 10 日開催の大山町農業委員会総会において、農地転用許可基準に合致し、許可は妥当との判断を得ております。

以上、[] とした、農地転用についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長	はいありがとうございました。それでは、この案件につきましては、現地調査が行われておりますので、現地の調査報告を境港市農業委員会足立委員からお願いいたします。
足立委員	境港市農業委員会の足立です。現地調査の報告をいたします。去る5月13日午前10時より[REDACTED]とともに現地調査を行いました。当日は、大山町役場会議室において、[REDACTED]はじめ関係者の方に集まっていただき、詳細な内容の説明と質疑応答をして、その後現地に行って説明を受けました。当該農地は第3種農地であり、四方が道路に囲まれており、周辺の農地に影響はないものと考えます。また、転用許可の判断基準に対して、問題ないと考えましたので、許可は妥当なものと思っております。以上報告を終わります。
議 長	ただいま、現地調査の報告が終わりました。それでは委員の皆さんからご質問ご意見を賜りたいと思います。ありましたら挙手をお願いします。
議 長	はい、恩田委員。
恩田委員	ちょっとお聞きしたいと思います。端的にですね。今、あの雨量が多くなっている状況の中で、基準的には80が基準なんだそうです。どこの農業委員会でも80～90で考えているのですが、今、ほとんどの農業委員さんが90で設定していただいている。これを基本に水路の構造計算をしていただいている。今回の資料を見させていただくと44というような数字が出ていますが、これについて見解を聞かせていただきたい。
議 長	はい。それでは、今の質問にどうぞ答えてください。
大山町農業委員会事務局	先ほどいただきました質問ですが、こちらの流量計算が県のまちづくり課が示している開発許可制度の手引きによりまして、高強度の場合は44.2mm/hで流量計算をしているものでございますので、基準としては充足しているものと考えています。
恩田委員	これは、だれが流量計算したんですか。それからもう1つ。流量計算をして、もし、万が一が下流が氾濫した場合に、だれが責任を負うんですか。最初にだれが設計したんですか。県が設計したのなら平井知事が責任を負うことになるが。誰が設計したのかということと、責任の所在について明らかにしてほしい。
議 長	はい。農業委員会事務局。もう少し詳しく説明してください。

大山町農業委員会事務局	設計の方は設計会社が計算をしております。仮に、何かあった場合、予想を上回る水が出た場合の対応ですが、事前の開発協議の際に町と開発業者が事前に開発協定書を結んでおりまして、排水については、完成後の雨水や汚水の終末処理については、事業者が地区の住民や関係者と協議が必要となっていますし、もし、その後苦情等があった場合については、自己の責任において解決しなければならないこととなっていますので、責任としては転用事業者の方にあるかと思います。
恩田委員	それは、責任の所在は設計者が持つと文書として記載してあるんですね。大事なことです。
大山町農業委員会事務局	協定書ということで、町と事業者において文書で締結されており、文言として記載されています。
恩田委員	大体わかりました。
議 長	文書で記載してあることで、最終的には業者に一切の責任があるということですね。恩田委員よろしいですか。
恩田委員	はい。もう 1 点お願いしたい。
議 長	どうぞ。
恩田委員	図面を見させていただくと、非常に必要以外の空き地が多い。必要以外の空き地をどういう風に使うことを考えているのか。普通の宅地であれば、必要以外の用地は認めない。6 ページの資料を見ると、非常に広い空き地が残っている。そのことをどのように考えているのか。
議 長	赤い三角の所ですね。私もこのことを事前に聞きましたら、除雪車等の大型車が右側から入ってくる周り場だそうです。ここから曲がって車庫に入るということを聞きました。
恩田委員	あのね、議長。私も 4 トン車を持っているが、10 トン車であってもいくらかでも回ることができるのに、何でこんなにもスペースが必要なのか。実際に車を持っているのだからそれに合わせた絵が描けるのではないか。
議 長	どのくらいの大きさの車が利用するので、どのくらいの土地が

	必要になるのかを明らかにしてほしい。
恩田委員	ホイルベースを確認してほしい。
議 長	最初の説明では、グレーダと除雪車両が出入りをするので、この旋回にどのくらいのスペースが必要なのかを明らかにしてほしい。長いのはグレーダだと思うが。
恩田委員	皆さん忙しいので、すぐにわからないのなら次の回でも良いですよ。保留にしてもらったら良いので。皆さん忙しいのに時間がかかるようなことでは困りますので。
大山町農業委員会事務局	ホイルベースまでは承知しておりませんが、除雪車両の出入りスペースに加えて、除雪した雪を寄せるスペースも必要となりますし、降雪具合にもよりますが、展開部分の横のスペースにも重機等を保管することが想定されます。車の出入り、大型車両の旋回のスペース、それ以外も含めたスペースとなっています。
恩田委員	こちらの質問に対してきちんとした説明ができていない。余分なことの説明は必要ない。
議 長	車庫に入る実際の除雪車両のアールに対して、これだけの面積が必要なのかということを質問されているが。
恩田委員	設計者は来ていないのか。
大山町農業委員会事務局	今日は来ていないが、連絡は行えるようにしている。
議 長	設計者は誰。別の会社の方か？
大山町農業委員会事務局	■■■■■■■■■■です。
議 長	今、恩田委員が言われているのは、実際に保管する車両の大きさがどのくらいで、この車両が旋回するために必要な面積に対して、今回の転用面積が本当に必要なのか確認ができていないことが問題なのということだ。確かに、グレーダは長いがロータリー車は長くない。凍結防止剤散布車両も大したことではない。はっきりしていないことが問題なので、設計会社に確認ができますか。

大山町農業委員会事務局	確認できます。
議 長	では、少し時間をいただきまして、次に進めさせていただきます。恩田委員よろしいですね。
恩田委員	はい。
議 長	それでは、この件については少し時間を取りまして、次に進ませていただきます。
恩田委員	常設ではいろいろな質問があるのだから。今まで、こんな質問はなかったのか。しっかり答えてほしい。
議 長	濱田委員どうぞ。
濱田委員	直接の内容ではないのですが、国交省の車両基地が福部にもあるのですが、相当の空きスペースが周りにあるのが通常ではないかと思ったところです。必要であれば転用を認めることもあり得ると思います。すみません一般論ですが。
議 長	それでは、この件については一時中断させていただいて、次に進めてください。 【 7 情報提供を説明】
事務局	大至急確認を行っているところですが、あと 5 分くらいかかりそうとのことです。
議 長	それでは、あと 5 分くらいかかりそうとのことですので、その他の説明をしてください 【 8 その他を説明】
恩田委員	事務局だけではわからない場合もあるので、これまで設計業者を同伴させていたのではないかと。

議 長	農業委員会の中には設計者を呼んで待機させているところもあるので、すぐに対応できていたが、今回はそれがなかった。
安部委員	議長よろしいでしょうか
議 長	はいどうぞ
安部委員	先ほどの所ですが、農業用機械等の洗浄では油等の抽出設備を設けているが、この図面に載っていないように思うのですが。
議 長	載ってないです。大型バス・トラック等で、燃料等が流れた場合のことですね。
安部委員	指定勾配で農業用水路に排水することだが、このまま排出してしまうことにより水稻栽培に影響が出るようなことはないのか。分離層を設置する必要はないのか。
議 長	もう1件質問が出たので付け加えます。いわゆる車庫等駐車場等回し場であることですが、この場合、帰ってきて洗車等する場合に、油が雪と一緒に落ちて、溶けた水と一緒に用水路から農業用水路に流れる場合がある。これについての対策はどうなっているのかという質問を受けました。良くあるのは、洗った水を1カ所に集めておいてきれいな水のみを排水路に流す対策を行っているものがある。例えば、農機の販売会社でも、そのような設備が設置されている。
大山町農業委員会事務局	ありがとうございます。現在業者に問い合わせを行っており、若干時間がかかっておりますので、大変申し訳ございませんが、もうしばらくお待ちになっていただきますようよろしくお願いいたします。なお、 XXXXXXXXXX ところでございますが、売り上げベースでは、土木建築部門で8割～9割、除雪・災害復旧部門で1割程度の事業を行っておられます。除雪に関しては、入札ではありますが積極的に取り組みを行い、冬季の公共事業の柱として積極的に取り組みを行っており、計画段階ではありますが、除雪機や重機を購入予定であるということです。また、面積の所ですが、大型車両の転回、切り返しをして車庫にしまう。また、積もった雪を端の方に置くということで、広い面積が必要ということでございます。ホイルベースについては、現在調べているところです。もう少しお時間をいただければと存じます。貴重な時間を申し訳ありませんが、現状の報告でございます。油の件につきましてもご報告させていただきたいと思います。

恩田委員	私が言っているのは、こんなに面積は必要ないと言っているのだ。書くことぐらいいくらでも書ける。大型の長尺でも 12m、グレーダが 10m くらいで、それ以外は短い。ただ、小理屈で、ようよう困ってこのような形で書いているようなものだ。普通の民間の宅地でこのようなことをすれば大変なことになる。だから、この空き地をどのように使う予定なのか。小理屈で記載しているようなものだ。現地確認をして、設計事務所もいたのだからその中で議論が出てもよさそうなものだ。
議 長	先ほどの安部委員からあった質問ですが、油が洗車時に一緒に流れるのではないかと言われましたけれど、除雪車は結構外に入れておく所やグリスをすることが結構あり、これが、洗車時に流れ出るので、きちっとしたものを作っておかないといけないと思うが、それが無いということ。
恩田委員	検討委員会では何を検討したのか。ただ集まるだけなのか。
議 長	ちゃんと検討したが、ここまでは気づかなかったということ。
事務局	整備については業者にすべて出すということだったので、敷地の中にはあえて油を受ける設備は必要ないと判断したところでした。
恩田委員	違う。会長が言われているのは、その整備ではなく、帰ってきたら洗車をしなければいけないだろう。その時にグリスアップが必要になる。
議 長	普通の車と違って、排動板の上等にグリスアップする箇所が何か所もあるので、洗車と一緒に流れることはあるが、その時点ではお互いに気づいていなかった。もう少し確認に時間がかかるようだが、どのように取り扱いましょうか。
恩田委員	議長に任せる。
議 長	回し場の件とは別に、先ほどの 2 番目の質問にあったように、油の流出がある中で、この水が農業用水路に排水が流れてしまうということで問題が起こるのではないかと思います。各農業委員会の会長がおられますので、この件についてはいかがでしょうか。
山本委員	今の油分離の件ですが、それは当然わかります。その中に浸透

	ますが3か所ある。この浸透能力がどのくらいあるのか書いてないが、これが、ひょっとして水分離の機能を有しているという根拠となってしまうことはないのか。
議 長	これに書いてあるのでは、何カ所かで地中に浸透させて用排水路がオーバーしないようにするための設備となっている
山本委員	そのように書いてあったとしても、浸透桝によりそのような機能があると言われてしまうことになりはしないか。
長谷川委員	そのような議論が現地確認の時に出なかったのか。
濱田委員	この業者さんは、国の除雪に対して実績のある業者さんだったということですか。
議 長	私の知っているところでは、かなり大きい会社で、除雪については国土交通省をはじめ、県土木についても請け負っています。
大山町農業委員会事務局	貴重なお時間を頂戴しました。面積及びもう1つ追加質問がありました件についてお答えさせていただきます。また、面積でございますが、この度、地権者との売買契約を締結する中で、地権者の方から2つの土地について提供があったものです。また、分離層の件でございますが、車両整備については、専門業者に対して整備を依頼するものですが、洗車に伴うものは分離層を付けさせますので、御理解いただきたいと思います。なお、車両の大きさについては、担当から説明させていただきます。 質問のありましたホイルベースについては、グレーダが6.2m、除雪トラックが7mと確認しました。
議 長	今の説明において「分離層をつけさせます。」というのは、事務局からつけさせるのか。そうではないでしょ。「会社に指示して、会社が付けます。」と言ってもらわなければいけないものだ。
大山町農業委員会事務局	大変失礼いたしました。こちらが指導して、会社に設置してもらえるようにさせていただきます。
議 長	恩田委員、今の説明でよろしいですか。
恩田委員	あまりしつこくなるので、まあいいです。

議 長	結局は、今の質問の流れで、油の分離層の件が明らかになったので非常に良かったと思っています。それでは、皆さんにお諮りいたします。ただ今の大山町の案件について異議なしとしてよろしいか賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。
恩田委員	今後、このようなことがないように、設計事務所なり何なりを来させて、自分が答弁できない時は、その人に答弁させるような恰好を取らないと、本当に皆さん忙しい中で 30 分以上停滞してしまったので、要請するようにしていただきたい。よろしくお願いしますよ。
議 長	はい、わかりました。今後は、そのように、来月から、さっそく 2 件ありますので、業者に来ていただいて、事務局でわからない時は、設計会社なりに説明いただくよう、これからはさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
7 情報提供 議 長	令和 6 年度全国農業委員会会長大会について事務局説明をしてください。
事務局	(資料説明及び参考資料説明)
議 長	説明が終わりましたが、何か聞いてみたいことがあれば挙手をしていただいてもよろしいですが。いかがですか。 (質問・意見なし)
8 その他 議 長	事務局、その他の説明をしてください。
事務局	(次回開催日程について説明)
8 閉 会 議 長	その他、皆さんの方でございましたら。ありませんか。

(その他の意見等なし)

ないようですので、本日の常設審議委員会はこれもちまして
閉会とさせていただきます。
(午前 11 時 32 分)